

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）開始に伴い、申請書にマイナンバー（個人番号又は法人番号）の記載が必要になります。

平成28年1月1日以降、マイナンバー制度の開始に伴い、市税の手続きにおいて用いられる各種申告書及び申請書のうち、番号の記入欄がある書類を提出する場合は、マイナンバー（個人番号又は法人番号）を記載することが必要になります。

マイナンバーが記載された申請書を提出する際には、「本人確認」として「番号確認」及び「身元確認」をさせていただきますので、下記のとおり必要な書類をご持参ください。

マイナンバーが記載された申告書等を提出する際は、第三者による本人の「なりすまし」による虚偽申請や各種証明書の不正取得を未然に防止するため、番号法第16条に基づき、下記のとおり「本人確認（番号確認と身元確認）」をさせていただきます。

「本人確認」として、「番号確認」（記載された個人番号が正しい番号であることの確認）及び「身元確認」（申告等を提出する者が番号の正しい持ち主であることの確認）を行いますので、窓口の税務課職員に以下の書類を提示又は写しを提出してください。（※ただし、法人番号の場合は不要です。）

本人が申請する場合

◆「個人番号カード」（顔写真付き）を持っている場合

「個人番号カード」のみ持参してください。1枚で「番号確認」と「身元確認」が可能です。



◆「個人番号カード」を持っていない場合

以下の【1】「番号確認」と【2】「身元確認」を行う書類をそれぞれ持参してください。

【1】「番号確認」のための書類

「通知カード」（紙製）



【2】「身元確認」のための書類

■《1点で確認できる書類》・・・以下の書類を1点持参してください。

○「顔写真付きの証明書」（氏名、住所又は生年月日の記載があるものに限りです。）

【例】運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、顔写真付きの住民基本台帳カード、顔写真付きのその他の証明書（学生証、社員証等）など

○「顔写真なしの証明書」（氏名、住所又は生年月日の記載があるものに限りです。）

【例】公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など

■《2点で確認できる書類》・・・以下の書類を2点持参してください。

○「顔写真なしの証明書」（氏名、住所又は生年月日の記載があるものに限りです。）

【例】住民基本台帳カード（顔写真なし）、その他の証明書（顔写真なし）（学生証、社員証等）、住民票の写し、印鑑登録証明書、泉佐野市役所税務課からの通知書（納税通知書等）、公共料金の領収書など

代理人が申請する場合

代理人が申請する場合は、「本人確認」として【1】申請者の「番号確認」、【2】代理人の「身元確認」、【3】申請者の「代理権の確認」を行いますので、窓口の税務課職員に以下の3種類の書類を提示・提出してください。

【1】申請者の「番号確認」・・・申請者の「番号確認」を行う書類として「個人番号カード」又は「通知カード」（紙製）の写しを提出してください。

【2】代理人の「身元確認」・・・代理人の「身元確認」書類（運転免許証など）

【3】申請者の「代理権の確認」・・・委任状

郵送による提出の場合（※前年度の申請内容に変更のない方のみ可能）

個人番号が記載された申請書を郵送で提出する場合は、本人が申請する場合と同様の

「本人確認」書類として「番号確認」と「身元確認」の書類の写しを同封してください。

（「番号確認」書類・・・「個人番号カード」（顔写真付き）または「通知カード」（紙製）
「身元確認」書類・・・上記の【2】「身元確認」ための書類 参照

※「本人確認書類」の郵送方法について（お願い）

郵送により提出する場合は、マイナンバー（個人番号）の安全管理のため、できるだけ追跡可能な「書留郵便」などの方法でお願いします。

普通郵便でも受理しますが、紛失などの事故があった場合、どの時点の事故か確認できません。

「本人確認書類」の不備等により本人確認が出来ない場合

「本人確認書類」の不備等により番号法第16条に基づく「本人確認（番号確認と身元確認）」ができない場合、申請書へのマイナンバー（個人番号）の記載が無かったものとして取扱い、マイナンバーを収集しません。ただし、申請書は有効なものとして受理いたします。